

国民健康保険税 の特別徴収 (年金からの天引き) が始まります

10月から国民健康保険税の特別徴収（年金からの天引き）が始まります。年金天引きの対象は次の条件すべてにあてはまるかたです。

- 1 世帯主が国民健康保険の被保険者
- 2 世帯内の国保被保険者が全員が65歳から74歳
- 3 年金受給額が年額18万円以上
- 4 世帯主が介護保険料を年金から天引きで納めている
- 5 介護保険料と国保税の天引き額の合計が年金受給額の2分の1を超えない

●特別徴収の方法と金額

平成20年10月から年金特別徴収に切り替わるかたの平成20年度の納期

| 1期（7月） | 2期（9月） | 10月 | 12月 | 2月 |
|------------------------------------|--------|--|-----|----|
| 普通徴収 | | 本徴収 | | |
| 例年どおり納付書や口座振替によって、1期・2期分を納付してください。 | | 年税額から普通徴収した額を差し引いた額が3回に分けて年金から天引きされます。 | | |

●平成21年度 特別徴収の納期

| 4月 | 6月 | 8月 | 10月 | 12月 | 2月 |
|--|----|----|--|-----|----|
| 仮徴収 | | | 本徴収 | | |
| 平成20年度の最後の国保税を平成21年2月の年金から天引きされた場合は、原則として同じ額が徴収されます。 | | | 平成21年7月に確定する年税額から仮徴収額を差し引いた額が3回に分けて天引きされます。仮徴収で納めすぎになる場合は、10月以降の天引きは行われず、過納金が還付されます。 | | |

- 支払われた金額は、所得申告における社会保険料控除額の適用を支払者が受けることができます。
- 特別徴収対象者のうち一定の条件を満たし、納付方法変更の申し出をされたかたは、普通徴収（口座振替）での納付となります。

問合せ 税務課課税担当 ☎62-1230 内線131・132

「広報みなの」 有料広告を募集します

平成20年12月号から「有料広告」を掲載します。広報は毎月1回、4,000部発行され、各世帯に配布されますので、お店や事業所の紹介に効果的です。ぜひ、ご活用ください。

【申請者の資格】

町内に住所または事業所を有する者

【掲載スペース・料金】

掲載を適当とするページの最下段1段
1号（縦50mm×横90mm）1回当たり 5,000円
2号（縦50mm×横180mm）〃 10,000円

【広告掲載申請書配布場所】

総務課企画政策担当

※ホームページからもダウンロードできます。

【留意事項】

- ・公の秩序、善良の風俗に反するおそれのあるもの、政治活動や宗教活動に係るものなどについては掲載できません。
- ・ホームページに掲載されている「広報みなの」には広告は掲載されません。

【申込み】

掲載を希望する月の前々月20日までに、掲載しようとする広告の原稿を添えて『広告掲載申請書』を総務課企画政策担当へ

☎62-1230 内線260